

心理学部白金心理学会 2021年度研究奨励事業実施要項

1. 趣旨

在学生・卒業生を含めたすべての心理学部白金心理学会会員の研究活動に対し、研究奨励費、活動奨励費を支給することにより、研究活動の活性化を図ることを目的としている。

- (1) 研究奨励費は、心理学・教育学・障害科学に関わる研究についての補助を行う。目的・方法・結果・考察等の整合性の取れた発表要旨の提出と年次大会での研究発表を求める。
- (2) 活動奨励費の「活動」とは主に実践活動やそれに伴う、実態調査活動などを想定している。心理学・教育学・障害科学を学びつつ、それらの分野に関わる何らかの現象・現状の調査を行って実態を把握し、それに対しての支援や提案を行うことに対する実践活動の補助を行う。活動の目的や結果が明確に示された発表要旨の提出を求める。(11.補足(1)を参照)

2. 申請

(1) 資格

①研究奨励費

- 1) 明治学院大学心理学部 3、4年生、または大学院心理学研究科博士前期課程、後期課程に在籍する学生（グループでの研究の場合、共同研究者として学部 1、2年生の参加も認める）。
- 2) 現役ならびに OB 教員は除く。

②活動奨励費

- 1) 明治学院大学心理学部、大学院に在籍する全学生。

(2) 奨励費獲得者の義務

- ① 翌年度の白金心理学会大会年次大会（通常は 6 月開催）で発表すること。
- ② 研究費獲得者、活動費獲得者は、発表要旨を白金心理学会に提出すること。

(3) 申請書類

申請期間内に申請書類を提出すること。

※申請書類は白金心理学会ホームページの研究奨励事業のページにある「研究・活動奨励費申込書」をダウンロードして使用すること。

(4) 申請期間

2021年4月1日(木)～7月20日(火) ※締め切り厳守

結果発表 2021年7月31日(土)までにメールにて通知します。

(5) 申請書類の提出先

申請書類は紙媒体か電子媒体のいずれかを提出すること。

紙媒体 : 心理学部共同研究室に提出

※横浜・白金どちらでも可

電子媒体 : 白金心理学会事務局メールアドレス shinro@psy.meijigakuin.ac.jp 宛てにメールで提出

※件名を「奨励費申請(代表者名)」にして送信すること

3. 研究について

- (1) グループでの研究か個人での研究かは問わない。また、研究者の人数の変更は可能である。なお、共同研究者についても白金心理学会年会費納入会員であること。
- (2) 現任の心理学部専任教員の推薦を得ること。卒業生において、推薦教員を得ることが難しい場合、事務局にメールで連絡、相談すること。
- (3) 研究期間は本年度の採択日から翌年度の白金心理学会大会前日までとする。

4. 選考

- (1) 選考は、本学学部教員の書類選考とする。
- (2) 2021年7月の白金心理学会運営委員会で採択を行う。この日を採択日とする。
- (3) 選考結果は、2021年7月31日（土）までにメールにて通知する。

5. 奨励費について

- (1) 研究奨励費は、1件につき50,000円を支給する。
- (2) 活動奨励費は、1件につき20,000円を支給する。
※当該年度の奨励費予算の範囲内で支給件数が変動する

6. 使途について

(1) 使用期間

研究期間内（採択日から翌年度の白金心理学会大会の前日まで）の使用に限る。

(2) 奨励費使途について 下記の費目に適するものとする。

- ・ 図書費 ・ 郵送費（郵送した場合は「送付先一覧」に必要事項を記載し、報告する） ・ ソフト経費
- ・ 実験器材費 ・ 賃借料 ・ 印刷費（コピーカード、コピー代など）
- ・ 消耗品費（文房具、USB、紙など）
- ・ 学会費：研究期間内に開催されている、研究に関係した学会の大会参加費・宿泊費・交通費を対象とする。ただし、学会年会費・懇親会費は対象外とする。
※提出資料に学会名、開催地（開催校、会場名）を記載すること
- ・ 交通費：学会所定の「交通費領収書」に料金及び経路を記載し、報告する。新幹線及び飛行機は領収書を提出する。タクシーは、原則認めない。
- ・ 調査協力費：物品を渡した場合は「謝礼受け渡し表」、現金を渡した場合は「研究奨励事業領収書」に必要事項を記載し、報告する。ただし、研究メンバーへの支払いは対象外とする。

(3) 領収書の扱いについて

- ・ 領収書のないものは支払いの対象とならない。
- ・ 領収書の宛名は「白金心理学会」とする。
- ・ 領収書は明細がわかるものを用意する。（但し書きを書くこと。但し書きは「お品代」ではなく、「ボールペン、ノート代」などなるべく具体的に書くこと。）
- ・ 図書購入の際は、書名及び出版社名も領収書に記載のこと。
領収書に記載できない場合は、本の表紙のコピーまたは、納品書などタイトルと金額がわかるものを添付する。
- ・ 1万円以上の物品を購入した場合、領収書と共に現物の写真を添えて提出する。
- ・ 量販店での物品購入の際、ポイントがつく場合は、購入金額とポイントが記載された領収書(レシート)を提出する。また、ポイント獲得分は対象外とする。
- ・ 領収書は、「使途報告書」提出時に、「使途報告書」に記載した項目番号と同じ番号を記入し、別紙に貼付して提出すること。

7. 報告

報告に使用する書式は、白金心理学会ホームページの研究奨励事業のページからダウンロードして入手する。

(1) 奨励費を受ける者は、白金心理学会に報告をしなければならない。

報告は、1. 翌年度の白金心理学会大会で発表を行うとともに、2. その発表要旨（A4用紙2ページで書式は別途指示する）の提出をもとめる。

また研究奨励費を受けた研究が卒業論文（ゼミ論文）や修士論文にあたる場合は、論文のコピーを別途提出すること。

発表要旨および論文のコピーの提出期限は、翌年度の白金心理学会大会前日までとする。

作成した発表要旨および卒業論文等のファイルは、メールに添付して白金心理学会に提出すること。

(2) 会計報告：翌年の6月最終週の金曜日までに提出。

所定の「使途報告書」に必要事項を入力し、別紙に領収書を添付して提出する。

その際、郵送費は「送付先一覧」、交通費は「交通費領収書」、調査協力費は「謝礼受け渡し表」または「研究奨励事業領収書」に必要事項を記入し、別紙に添付する。

余剰金は返却すること。

「使途報告書」、領収書、余剰金は、心理学部共同研究室（白金・横浜）に提出すること。

※研究費の使用は翌年度の白金心理学会大会前日までとする。

8. 資格取り消し

次のいずれかに該当する場合、奨励費を受ける資格を取り消す。その場合、奨励費全額の返還を求めることがある。

- ① 退学または休学により研究成果発表が望めないとき。
- ② 白金心理学会大会での発表がなされないとき。
- ③ 期日までに報告の提出がなされないとき。

9. 学会発表

本学会にて発表した以外に他の学術大会で発表、あるいは論文を作成し提出する場合には、研究奨励事業の助成を受けたことを記載すること。

10. 連絡について

- ・全ての通知、連絡はメールにて行う。
- ・何らかの変更が生じた場合、すみやかに白金心理学会事務局（shinro@psy.meijigakuin.ac.jp）まで連絡すること。

11. 補足

(1) 活動奨励費について

具体的には、以下のような活動が考えられる。

- ・読み聞かせの実践活動や印象評定
- ・よく跳ぶボールの投げ方・蹴り方の調査
- ・就職活動における不安との付き合い方
- ・採用試験で望まれる態度の調査
- ・すぐにできるリラクゼーション法の資料収集やパンフレット等の作成
- ・見えない障害に対する偏見調査
- ・喫煙者・非喫煙者への支援
- ・明学の非バリアフリー箇所の調査
- ・車イス利用者の行動範囲拡大支援
- ・就職活動における不適応に関する文献調査
- ・新社会人に向けた、職場でのあらゆる場面におけるうつ病に関する知識啓蒙
- ・見えない障害者バッジの作成
- ・明学デジタルサイネージを利用した学生相談センターの紹介
- ・教育、福祉、災害支援等のボランティアの実践

また、支援や提案の例として、以下のような活動も認める。

- ・まとめる活動：レポートへまとめる、パンフレットなどを作成する
- ・発信する活動：webで発信する、DVDビデオなどを作成する
- ・アイデアを創造する活動：便利なwebサイトの制作、アプリ開発

※すでに実践している活動からの応募が望ましい。

(2) 発表要旨は大会前日までに100部程度印刷して、大会当日に受付に提出すること。